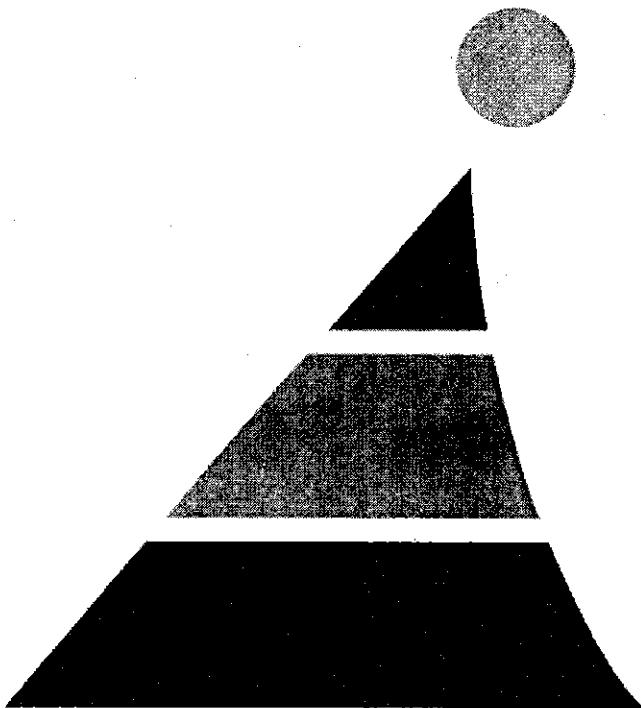


第3期中期計画（案）

（平成27年度～平成30年度）



（公財）三重県農林水産支援センター

構成

I 基本方針 1

II 第1期及び第2期中期計画期間における成果と検証 2

- 1 業務推進について
- 2 経営改善について

III 農林水産業を取り巻く情勢 3

IV 第3期中期計画の基本的な考え方 3

- 1 業務推進の方向
- 2 組織運営の方向

V 業務推進計画 5

- 1 担い手確保・育成支援事業
- 2 経営安定支援事業
- 3 経営発展支援事業
- 4 その他

VI 組織運営計画 7

- 1 組織体制
- 2 経営計画

組織体制図 8

I 基本方針

当法人は、(財)三重県農業開発公社、(財)三重県農林漁業後継者育成基金、(財)三重県林業従事者対策基金の3団体が経営・業務の効率化・合理化を図るため統合し、平成13年4月1日に(財)三重県農林水産支援センターとして発足し、平成24年4月1日からは、当法人の公益目的性を踏まえ、コンプライアンスの強化や説明責任の明確化を図るため、公益財団法人に移行し、現在に至っています。

当法人は、三重県農林水産支援センターとして発足以来、農林漁業の担い手の確保・育成、農林漁業の経営安定及び経営の発展に向けた支援等に取り組んできましたが、戦略的な業務体制の構築や経営改善の方向付けを目的に、平成17年度から5か年間の第1期中期計画、平成22年度から5か年間の第2期中期計画を、それぞれ策定し、計画に基づく業務推進及び経営改善の取り組みを進めてきましたところです。

その結果、農林漁業の担い手確保や農林漁業者の経営安定に関して一定の成果が得られるとともに、当法人の経営に関しても改善が図られているところです。

しかしながら、依然として、農林水産業を取り巻く情勢は厳しい状況にあり、今後とも県内の農林漁業を継続的に発展させていくための的確な行政支援が求められており、当法人としても引き続き積極的に農林漁業者への支援に取り組んでいく必要があります。

また、当法人の経営改善に関しては、第1期、第2期の中期計画において農地保有合理化事業の実施に伴う長期保有農地の処分や借入金の解消、財務状況の悪化への対応が課題となっていましたが、県、関係団体のご理解とご支援を得ながら、事業の見直しや再構築、経営改善を進めることで計画に掲げた取組についてはおおむね達成でき、一定の成果を上げることが出来ました。

今後とも、引き続き経費縮減などの経営努力を行うとともに、事業実施に必要な自己財源の確保に努め、安定的な経営の確立を目指していく必要があります。

Ⅱ 第1期及び第2期中期計画期間における成果と検証

1. 業務推進に関して

(1) 農林漁業の担い手の確保・育成については、就業・就職の相談活動の実施、就業希望者や従事者を対象とした研修の実施、就業・就職セミナーの開催等を通して、意欲ある新規就業者の確保や経営感覚に優れた担い手の育成に取り組んできたところであり、新規就業者の確保に貢献しました。

○主な成果数値：支援センターが実施する就業・就職に関する事業への参加者数（年間）

第2期中期計画 H26年度目標 1,100人 H26年度実績（1,137人）

(2) 農林漁業の経営安定支援については、担い手農家への農地集積、集落営農の取り組み支援、林業労働力の確保につながる雇用条件の改善支援等を通して、担い手農家の規模拡大、集落営農組織の強化、林業事業体の経営安定に取り組んできたところであり、毎年度、着実な事業活用を通して実績を残してきました。

○主な成果数値：支援センターが実施する経営安定支援に関する事業の利用者数（年間）

第2期中期計画 H26年度目標 1,920人 H26年度実績（1,931人）

(3) 農林漁業の経営発展支援については、農林漁業の6次産業化支援、みえの安心食材表示制度の普及・定着、地産地消の取組支援等を通して、異業種連携による経営展開の推進や県内産農林水産物の魅力づくりに取り組んできたところであり、これらの取り組みが普及・定着するなどの成果が得られました。

特に、地産地消の推進に関しては、民間事業者における取り組みの定着等を踏まえ、平成24年度末をもって業務を終了し、6次産業化支援に関しては、一定の事業実績が得られ民間ベースでの取組支援が期待できる状況に至ったことから、平成25年度末をもって業務を終了したところです。

○主な成果数値：みえの安心食材表示制度認定件数（累計）

第2期中期計画 H26年度目標 670件 H26年度実績（630件）

2. 経営改善に関して

預金金利や不動産価格の低迷などの厳しい経営環境の中で、健全な経営運営を確保するため、人件費や事務管理費の縮減に取り組んできました。

また、第2期中期計画期間中には、県からの受託業務である安濃ダム保守点検管理業務や地産地消ネットワークみえの活動支援などの業務廃止を行い、効率的な組織運営につなげてきたところです。

その結果、第2期中期計画期間中の平成25年度及び平成26年度において、正味財産増減額が黒字に転換するなど、経営改善が着実に図られました。

また、課題であった当法人の所有する長期保有農地については、平成17年度以降精力的に売却に努めた結果、売り渡しの見込みのない長期保有農地はすべて処分が完了し、経営安

定につなげることができました。

さらに、第2期中期計画で課題としていた「新公益法人への移行」については、平成24年4月に公益財団法人として認定を受けたところであり、公益法人会計基準のもと業務に取り組んでいる状況です。

III 農林水産業を取り巻く情勢

我が国の農林水産業の現状は、依然として、後継者の不足や担い手の高齢化と併せ、生産コストの低減や生産物の高付加価値化等が求められる状況が続いている、農林水産物を安定的に供給できる基盤づくりや、そのための「もうかる農林水産業」の実現が喫緊の課題となっています。

このことを踏まえ、国においては、強い農林水産業の実現に向け、政策展開のグランドデザインとしての「農林水産業・地域の活力創造プラン」を平成25年12月に策定（26年6月改訂）し、このプランに示された基本的方向性を踏まえた「食料・農業・農村基本計画」の見直しも進められています。

また、本県では、総合計画である「みえ県民力ビジョン」とともに、農林水産関連の各種基本計画及び振興指針等が策定され、もうかる農林水産業への転換を目指した施策に取り組んでいるところであり、当法人においても、「担い手の確保・育成」や「担い手の経営安定につながる農地の集積・集約化」などを推進する役割を踏まえ、国、県の目指す農林水産業の姿を実現するための取り組みを着実に進めていくことが求められている状況にあります。

IV 第3期中期計画の基本的な考え方

当法人は、県内の農林漁業の現場の把握と理解を前提に、農林漁業者を支援する事業を効果的・効率的に実施する役割を担っています。

特に、県内の農林漁業の置かれた現状を踏まえ、法律において位置づけられた業務や保有する各種基金の活用による担い手対策業務を中心に、県内の市町や農協、漁協、森林組合などの関係団体と連携を強化し、着実な成果を上げていくことが求められています。

一方で、組織運営にあたっては、経営改善の継続的な努力が求められることと併せ、平成25年3月に出された「三重県外郭団体等改革方針」に基づく組織の見直しにも努めていく必要があります。

これらのことと踏まえ、今後の当法人の業務推進、組織運営の考え方を示す「第3期中期計画」を策定することとします。

なお、第3期中期計画は、平成27年度から30年度までの4か年間の計画とします。

1. 業務推進の方向

農林水産物を安定的に供給してくためには、意欲ある農林漁業従事者の確保は極めて重要です。

特に、担い手の高齢化が進む中、新規就業者の確保と安定的な就業の継続に向けた対応が求められています。

のことから、引き続き、当法人が法律により指定を受けている「林業労働力確保支援センター」や法律により県が位置づけた「青年農業者等育成センター」の機能的確な業務推進と併せ、農林漁業後継者育成基金、林業従事者対策基金の活用による担い手対策に取り組んでいきます。

また、平成26年に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、当法人は事業実施機関である「農地中間管理機構」に指定されました。

農地中間管理事業は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた国の中核事業であり、本事業に的確に取り組むことにより、担い手に対する農地の集積・集約化を積極的に進めています。

みえの安心食材表示制度は、県内の農林産物の安心を消費者に幅広く提供していくためにも重要な制度であり、安定的な事業運営に努めながら、当法人のこれまでの実績とスキルを生かして、引き続き認定・審査機関として業務に取り組んでいきます。

一方で、農林漁業は大きな変革の時期を迎えており、行政ニーズも多様化しています。

当法人は、これらの状況も踏まえ、農林漁業の生産現場に近い優位性を生かし、新たな行政ニーズへの対応も行っていきます。

2. 組織運営の方向

当法人の運営上の課題であった売り渡しの見込のない長期保有農地の処分が完了とともに、一定の経営改善が図られていますが、さらに安定した組織運営ができるよう努めていく必要があります。

職員数については、第2期中期計画で目標としたプロパー職員数の5名体制を達成していますが、一方で、職員の採用抑制等により、高年齢化が進んでおり、組織力の低下が懸念される状況となっています。

のことから、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく県派遣職員の削減に対応しつつ、そのことが、当法人の組織力の低下につながらないよう、新たな職員の確保を行います。

また、事業量に応じた専門知識を有する嘱託職員等の確保を引き続き行います。

財源の確保に関しては、農地中間管理事業の実施に係る事業費、運営費については、一定程度の国費充当が可能となり、また、事業実施に伴う収益確保や各種基金の運用益、委託事業の確保などを通じて、自己財源の確保に取り組みます。

V 業務推進計画

1. 担い手確保・育成支援事業

新規就農相談センターや無料職業紹介所等の役割を通して、農林漁業の新規就業に関する情報発信を行うとともに、相談やアドバイスに取り組みます。

また、農林漁業後継者育成基金等を活用し、就業促進研修事業等の就業環境整備や担い手組織に対する支援を行うとともに、県内の農林漁業への就業・就職を希望する者を対象とした就業・就職フェアの開催等を通して、新規就業者の確保に取り組みます。

一方で、新規就業者には、雇用のミスマッチや就業環境になじめないなどの理由で離職する者も多く、安定的な担い手確保に支障が生じています。

のことから、雇用時のミスマッチ解消や長期就労体験によるキャリア形成支援を通して着実な新規就業者の確保を図るとともに、新規就業者間の交流促進などによる安定就業に向けたサポートを行うためのネットワークづくりを検討していきます。

特に、農業に関しては、三重県担い手ネットワークの事務局を引き続き担い、担い手農家の相互交流や研鑽を支援するとともに、企業を含めた新規農業参入や担い手農家の経営安定を促進するため、農地中間管理課と連携を強化し、農地の取得や経営規模の拡大を支援していきます。

また、林業に関しては、林業従事者対策基金の計画的な活用により、林業就業者の定着促進や林業従事者の就業環境の向上を図るとともに、林業就業者や指導者に対する研修の実施や林業事業体の研修支援、経営アドバイス等により、技術の向上や労働安全対策の充実に取り組みます。

漁業に関しては、平成26年度に設立された「三重県漁業担い手対策協議会」への参画等を通して、関係団体と連携して担い手の確保・育成に取り組んでいきます。

(目 標)

(人)

項 目	現状値 (2014 年度)	中間目標値 (2016 年度)	目標値 (2018 年度)
支援センターが農林水産業への就業・就職をサポートした者の数（年間）	(1, 137)	1, 160	1, 180

2. 経営安定支援事業

農地中間管理機構の機能を生かして、農地中間管理事業の活用により、県の関係機関、市町、JA等と一体となり農地の集積・集約化を積極的に促進します。

なお、円滑に農地中間管理事業を推進し、着実な成果を上げていくためには、地域の合意形成が重要です。

のことから、集落営農組織の取り組みを引き続き支援するとともに、担い手育成支援課とも連携を図り、地域の担い手の効率的な農業経営の実現に努めていきます。

さらに、園芸特産物などの産地育成を支援するための施設型農業等の農地の貸し付けについても取り組みます。

一方で、農地中間管理機構が借り受けた農地が受け手に貸し付けできない場合は、機構が一定期間、維持管理を行うことになることから、維持管理経費が過大とならないよう、農地の出し手と受け手の間の調整を的確に進めます。

また、農地の売買については、今後も一定の需要が見込まれることから、農地中間管理機構が行う特例事業として引き続き取り組みます。

(目 標) (ha)

項 目	現状値 (2014 年度)	中間目標値 (2016 年度)	目標値 (2018 年度)
農地中間管理事業による農地の担い手集積面積（累計）	(420)	1, 820	3, 220

3. 経営発展支援事業

みえの安心食材表示制度については、県内農家に対する加入促進や事業運営に見合った料金の見直し等を進め、安定的な制度運営に努めながら、引き続き認定・審査機関として事業を取り組みます。

また、みえの安心食材表示制度は、県民に対して県産食材の安心感を提供するとともに、生産物の高付加価値化を図る重要な事業であることを踏まえ、県と連携し、事業の成果がさらに拡大できるよう、制度の普及・推進や見直しに努めていきます。

(目 標) (件)

項 目	現状値 (2014 年度)	中間目標値 (2016 年度)	目標値 (2018 年度)
みえの安心食材表示制度認定件数（累計）	(630)	670	710

4. その他

もうかる農林水産業の実現のためには、農林漁業者が取り組む生産物の高付加価値化や新

たな需要の開拓等を支援することが重要であり、一方で、農林水産業については、農林水産物の生産という基本的な役割のほかに、福祉対策、人口減少への対応等の様々な役割が期待され、新たな行政需要が生まれています。

当法人は、生産現場に近い優位性とともに、これまで実施してきた業務を通して、専門的な知識や農林漁業者や関係団体等との多様なネットワークを有しています。

のことから、これらの優位性を生かして、新たな行政需要に対応して生じる業務にも積極的に取り組んでいきます。

VI 組織運営計画

1. 組織体制

組織体制については、平成26年4月に抜本的な組織改革を行ったところです。

当法人が農地中間管理機構の指定を受けたことに対応して3課体制としたところであり、農地中間管理事業に的確に対応できる組織構成としています。

農地中間管理事業は5年を目途に検証がなされる見通しであることから、当面の間は、現在の総務課、担い手育成支援課、農地中間管理課の3課体制を維持します。

また、職員数については、第2期中期計画において目標とした平成26年度末のプロパー職員5名体制を達成していることから、基本的に現在の職員数を維持することとします。

今後は、「三重県外郭団体等改革方針」の考え方を踏まえ、県派遣職員の削減に努めています。

一方で、組織としての責任体制や継続した組織力の確保のため、今後の県派遣職員の削減に対応して新たな職員の確保を行い、プロパー職員、県派遣職員、専門知識を有する嘱託職員及び業務補助職員による業務実施に必要な経験や知識を有する人材構成で、バランスのとれた組織体制の構築を目指します。

また、職員の資質向上や能力開発に取り組み、組織力の維持・向上に努めています。

2. 経営計画

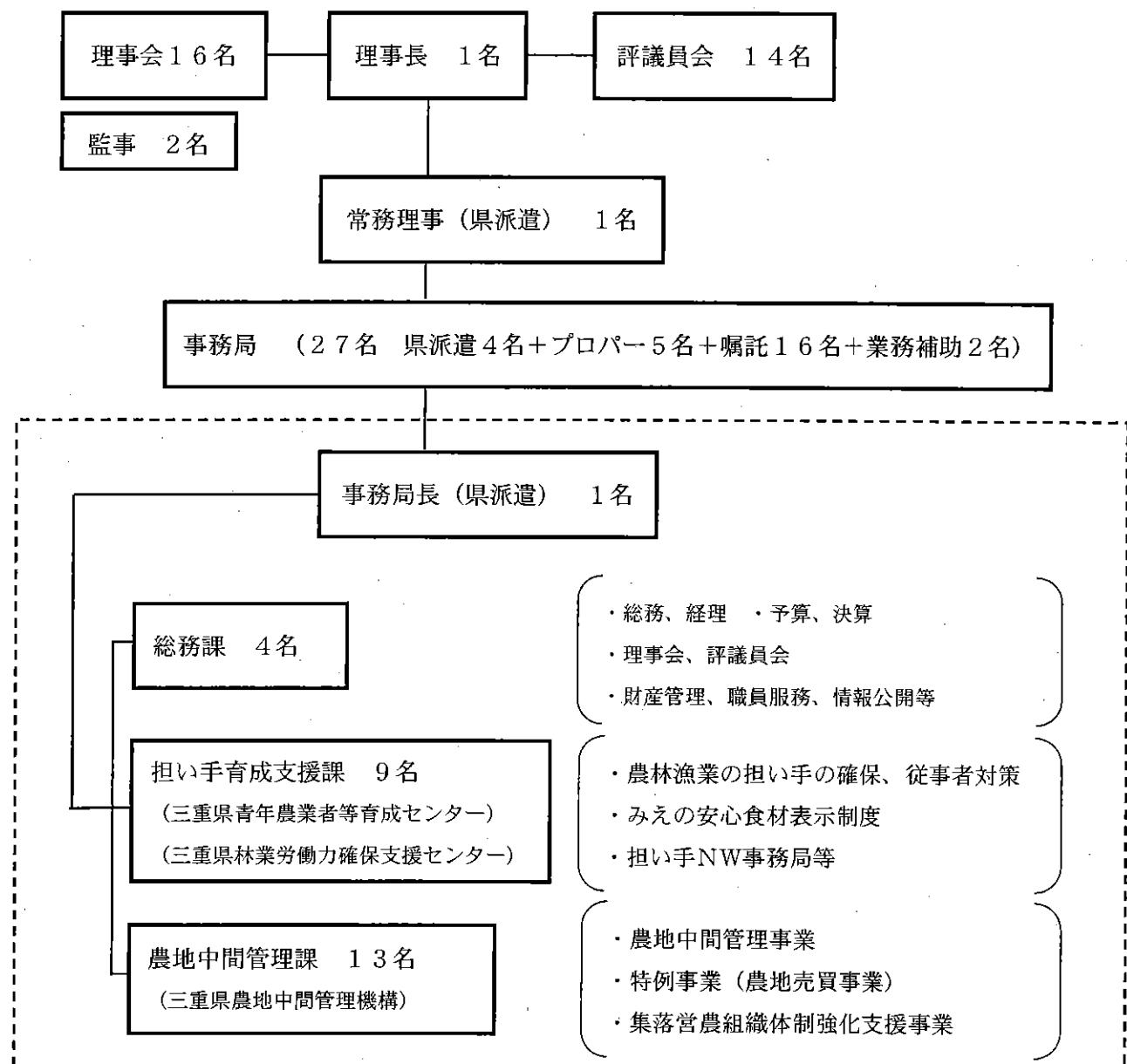
引き続き、安定した組織運営ができるよう経営改善と財源確保に努める必要があります。

のことから、業務のさらなる効率的な実施と併せ、事務管理費等の徹底した見直しや縮減に取り組んでいきます。

財源確保に関しては、農地中間管理事業等の国費の活用を図りつつ、業務の実施に必要な財源等については、県の一定の支援を求めるとともに、農林漁業後継者育成基金や林業従事者対策基金の適切な運用や計画的な取り崩しについても検討を行っていきます。

一方で、効率的・効果的に業務を実施していくためには、職員の業務執行能力の向上が重要であることから、所属内の勉強会の開催や各種研修会の参加促進に取り組んでいきます。

組織体制図（平成26年度末） 総職員数 29名



三重県農業農村整備計画（仮称）の構成（中間案）

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

農業農村整備のめざす方向を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定する。

2 計画の位置づけ

みえ県民力ビジョン及び三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の目標を踏まえた基本的な農業農村の整備計画となる。

3 計画期間

H28からH37までの10か年計画とする。

第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

- 1 人口減少・高齢化社会の到来
- 2 食料自給率の低下
- 3 グローバル化の進展
- 4 防災意識の高まり
- 5 環境問題への対応
- 6 人びとの価値観やライフスタイルの変化

第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

1 農業の生産性

- ・ほ場整備率は、約8割に達する一方、耕作放棄地の増により耕地面積は減少傾向
- ・農地集積は、ほ場整備済み農地を中心に増加傾向にあるものの、約3割の低水準

2 農村の防災減災

- ・農業用ため池は江戸時代の築造が多く、老朽化が進行する中、耐震対策済は少數
- ・排水機場の約6割が耐用年数を超えており、多くの施設が更新時期

3 農村の活力

- ・中山間地域等は平地に比べ、過疎化、高齢化が一層進行し、農村活力が低下
- ・都市住民のニーズが多様化し、農村の自然やふれあいをさらに求める傾向

4 農業及び農村の多面的機能

- ・地域の共同活動の維持に支障が生じつつあるとともに、担い手への維持管理負担が増大
- ・農業生産の条件が不利な中山間地域等では、農業生産活動や集落機能の弱体化が深刻

第4章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

農業の持続的発展と食料の安定供給のために、農業を支える生産基盤の整備と適切な維持管理を可能にする基盤づくり。

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

農業生産を通じた農村の暮らしを支えるために、居住環境の整備や防災減災対策実施等の基盤づくり。

役割3 地域の活動を支える体制づくり

農業及び農村の有する多面的機能の維持・発揮や地域資源の保全のために、地域の共同活動等を支える体制づくり。

2 取組展開に向けた基本視点

農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するために、地域での計画づくりの話し合いに能動的に加わり、その地域ごとのめざすべき姿を関係者と一緒に描き、維持管理にかかる役割分担や管理体制の構築に取り組む。

また、3つの基本視点を定め、これをベースに計画的な農業の生産基盤の整備と多面的機能の発揮等に対する支援等を行うとともに、これらの必要性や役割を広く県民に発信する。

基本視点1 地域特性に応じた生産基盤の整備

・地域の農業経営や環境にあった農業の生産基盤、計画的な施設更新や長寿命化対策、適正な維持管理が重要。

基本視点2 重要度や影響を考慮した生産基盤の整備

・施設整備については、施設そのものの重要度や劣化状況だけでなく、人命などへの影響等も考慮して整備を進めることが重要。

基本視点3 地域内外の多様な主体が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

・農業者の維持管理の負担増大や都市住民のニーズの変化を踏まえ、多様な主体によって維持管理する取り組みを進めることが重要。

3 農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿

① 農地集積の促進と生産基盤の更なる機能向上により、収益性の高い農業が展開されている姿

② 地域の特性を踏まえた総合的な防災減災対策により、安全・安心な農村生活が営まれている姿

③ 地域の特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿

④ 地域の共同活動等が活発に行われ、農業及び農村の有する多面的機能が持続的に発揮されている姿

第5章 整備方針と主要取組

1 農業生産性の向上

- ・農業の経営安定のため、生産性の高い農業を支える生産基盤の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	基盤整備済み農地の扱い手への集積	集積(面積)率(%)	検討中
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管の省力化	パイプライン化率(%)	
	高生産性の農業をめざした農地整備(区画整理)	ほ場整備率(%)	

2 安全・安心な農村づくり

- ・安全安心な暮らしのため、防災減災対策に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	防災減災対策による被害防止	被害防止面積(ha)	検討中
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	対策済ため池数(箇所)	
	基幹的農業水利施設の耐震化及び長寿命化対策	整備済排水機場数(箇所) 機能保全計画策定延長(km)	

3 農村の総合的な振興と活性化

- ・農村活力の維持・強化のため、生産基盤、生活環境の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	生産基盤や生活環境の整備による、集落の条件不利の解消	集落数(集落)	検討中
	農業集落排水施設の整備による生活環境の改善	集落排水整備地区数(地区)	
基本事業	基盤整備を契機とした農村地域の交流・活性化	農村環境配慮型の整備施設数(箇所)	

4 多面的機能の維持・発揮

- ・農業農村の多面的機能の維持発揮のため、地域活動の支援に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	多面的機能維持・発揮のための地域活動に取り組む集落	集落数(集落)	検討中
	多面的機能支払の活動組織への支援	活動支援面積(ha)	
基本事業	中山間地域等直接支払の協定集落への支援	協定支援面積(ha)	